

令和6年度 財政援助団体等監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
風土資産研究会（経済観光部観光・ジオパーク推進課）			
<p>利用料金の決定について（その他） 利用料金の決定については、「指定管理者が河原町お城山展望台条例に規定する利用料金の範囲内においてあらかじめ鳥取市の承認を得て利用料金を定めるものとする。」と基本協定書に規定されているが、指定管理者は、市の承認を受けずに、条例以上の利用料を徴収していた。関係条例、協定書等を確認し適正に処理されたい。 また、所管部署にあっては、協定書に規定された内容が遵守されるよう、適切に指導されたい。（基本協定書第27条）</p>	<p>河原町お城山展望台の入館料につきましては、令和6年4月10日付で条例に規定する範囲内で料金を定める協議、承認を改めて行いました。また、入館料の過徴収部分につきましては、事実判明後、相手方が特定できたことから、令和6年4月末に返金対応済みとしました。</p>	R6. 8. 29	
教育委員会（生涯学習・スポーツ課）			
<p>休館日について（その他） 休館日については、鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則で、「指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。」と規定されているが、指定管理者から休館日の変更について口頭での協議があった際、所管部署も口頭のみで承認回答し、文書による事務決裁処理及び承認行為を行っていなかった。適切に事務処理されたい。（鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条）</p>	<p>休館日の変更について申請を提出させ、承認しました。そのうえで、今後は適切に処理を行うよう課員に周知徹底しました。</p>	R6. 9. 25	